



Q 同和問題の図書を買え」と脅され、不安



「同和問題に関する図書とビデオを買え」という電話がありました。「うちには必要ないからいらない」と断ったのに、何度も電話でかつ強硬に言われ、困っています。



A 毅然とした態度で断ってください

もしこれが一般的な図書やビデオだったらどうしますか？きっぱりと断るのではないでしょうか。同じように対応してください。同和関係の資料だからと、ことさらに考える必要はないのです。誰にでも、買う自由、買わない（断る）自由があります。買いたくないのなら毅然とした態度で断ればいいのです。断る理由を説明する必要もありません。あいまいな返事や「相談して返事をする」というような回答ではかえって混乱が生じます。問題を先送りするような返事ではいっそう困難な状況を招きかねません。「これ以上かけてこられてもお話できません」とはっきり告げてください。断ると「買ってもらえないなら、若い者をそちらへ行かせるぞ！」と脅してくる場合があります。「単なる脅しではないかも知れない」と心配になりますが、売れなかった腹いせの捨てゼリフですから心配ありません。

このような「えせ同和行為」は悪質商法として警察も追跡調査、取り締まりを行っています。もしも押しかけてくるようなら、すぐに警察・暴力追放センター・行政機関へ電話してください。



Q 図書押し売りに一般市民としてどう対応するか



「同和」団体を名乗って、電話で図書の購入を強要したり、勝手に図書を送りつけてきたりします。一般市民としてどう対応すればよいのでしょうか。



A 購入を強要する電話はすぐ切る。受け取り拒否やクーリング・オフ制度による解約も最も適切な対処法は、「いりません」と断ってすぐ電話を切ることです。すぐ切らないと相手のペースに巻き込まれてしまいます。

また、勝手に本を送りつけるのは「ネガティブ・オプション」と呼ばれる不当商法です。この場合は受け取り拒否で送り返してください。もちろん代金を支払う義務はありませんし、返送費用も先方負担です。中身を見るために包装紙を破っても問題はありません。契約は書面でなければなりませんが、電話で強引に約束させられた場合でも8日以内ならクーリング・オフ制度で解約できます。

内容証明郵便でもハガキでもかまいませんが、次のように書いてください。

- ①契約日付け（電話で口約束させられた日）
- ②契約した相手の氏名、団体名
- ③図書名と金額
- ④あなたの住所・氏名・電話番号
- ⑤「図書〇〇の契約を解除します」

これを簡易書留で出してください。ハガキの場合は、念のためにコピーをとって保存したほうがよいでしょう。